

広島県告示第三百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁保二丁目二二地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島市南区		郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
仁保二丁目		仁保二丁目		五六〇番地先道路敷	標柱一号
仁保二丁目		仁保二丁目		六一〇番	標柱二号
仁保二丁目		仁保二丁目		五九八番地先道路敷	標柱三号
仁保二丁目		仁保二丁目		五八一番五	標柱四号
仁保二丁目		仁保二丁目		五九七番三	標柱五号及び六号
仁保二丁目		仁保二丁目		五七四番一	標柱七号
仁保二丁目		仁保二丁目		五六八番八	標柱八号